平成２８年（フ）第４００号
大阪府岸和田市畑町３丁目20番38号、前住所大阪府岸和田市土生町333番地の21
破産者　永橋　勝也
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
堺市西区浜寺船尾町西３丁70番地　ロータス浜寺201号、前住所奈良県香芝市今泉469番地７
破産者　川口　勇一
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
奈良県香芝市上中1184番地13、前住所奈良県桜井市大字川合128番地１
破産者　吉田米穀店こと　**吉**田　保一
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
奈良県香芝市上中1184番地13、前住所奈良県桜井市大字川合128番地１
破産者　**吉**田　敏子
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
奈良県橿原市東坊城町215番地　ヤブナカマンション502号
破産者　日裏　隼人
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
岡山県真庭市蒜山別所455番地、住民票上の住所岡山県真庭市蒜山別所447番地１
破産者　小谷　正和
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第５号
岡山県津山市八出448番地
破産者　畑野　朱美
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１４９号
徳島県徳島市一宮町西丁120番地
破産者　吉本　正一
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
徳島県徳島市八万町内浜167―２、旧住所徳島県小松島市松島町14番47号・徳島県小松島市和田島町字松田新田235番地の83
破産者　中村　裕信
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３２号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目１番15―902号
破産者　橋詰　範之
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７８号
札幌市北区新琴似１条２丁目11番５号　大槻マンシヨン
破産者　藤岡　圭子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
茨城県神栖市知手中央５丁目１番４号　クラレ知手社宅103号室
破産者　沼田　華以
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第９３５号
さいたま市南区南本町２丁目１番10号キヨクリスタル101
破産者　神田　裕司
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１００２号
さいたま市南区太田窪４丁目９番24号
破産者　花井　良成
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５５号
川崎市中原区上小田中６丁目７番５―404号
破産者　石澤　祐樹
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０８号
川崎市高津区久地２丁目18番11号
破産者　金沢　雅徳
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２６号
川崎市中原区中丸子538番地　メゾンマルダ３
破産者　矢後　　一
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９３号
川崎市麻生区栗木台４丁目４番10号　ベルナール栗木台　102、前住所川崎市麻生区栗木台４丁目８番22号
破産者　渡邊　　聰
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９４号
川崎市麻生区栗木台４丁目４番10号　ベルナール栗木台　102、前住所川崎市麻生区栗木台４丁目８番22号
破産者　渡邊みどり
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係